

自分らしい人生を送るために - 女性の人権問題 -

法律や条例も変化を...

1999(平成11)年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。大分市においても、2006(平成18)年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に、男女がともに参画し責任を担っていく社会づくりが進められています。

2001(平成13)年には配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が施行されました。

また、2017(平成29)年1月には「男女雇用機会均等法」、2021(令和3)年6月には「育児・介護休業法」が改正され、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策や育児休業の分割取得など育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等の措置を講じることが事業主に義務付けられています。

セクシャル・ハラスメントとは

相手を不快にさせる性的な言動のことで、スクール・セクハラや職場におけるものがあります。男女雇用機会均等法では以下の2つのタイプに分けられています。

●対価型

性的な要求を断ったことなどによって、昇進や査定に不利な取り扱いをしたり、職務上の地位を利用して、性的な関係を強要したりすること

●環境型

性的な事柄に関する噂を流されるなどの性的いじめやヌードポスターを見える所に貼ったり、不必要に体を触ったりすること

マタニティ・ハラスメントとは

妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いのことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで以下のようなものがあります。

- 身体的暴力…殴る、蹴る、髪を引っ張るなど
- 性的暴力…性的行為を強要するなど
- 精神的暴力…大声で怒鳴る、無視する、交友関係を制限したり電話やメールのやり取りを細かく監視するなど

性別で役割分担？

これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担が、女性の社会進出を難しくしていました。

「人権に関する市民意識調査」の結果から、31.7%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ」と思っており、38.5%の人が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」と思っていることがわかります。

最近では、企業等で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男性は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。このような社会では、結婚や子育てにおける個人の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」をもつことも難しくなっていきます。

そこで今、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護の時間、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間ももてる、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の実現が求められています。

わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮し、自分らしい人生を送ることができるような社会の実現に向けて行動することが大切ではないでしょうか。

あなたは、次の①～②について、「主に女性がすべきである」という考えについて、どう思いますか

